府令・省令

○内閣府厚生労働省令第二十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十三条第三項及び第八十条第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂
厚生労働大臣　福岡　資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事） **第八十六条**　（略） ２・３　（略） ４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） **第八十六条**　（略） ２・３　（略） ４　指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食事） **第四十五条**　（略） ２・３　（略） ４　生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士又は管理栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） **第四十五条**　（略） ２・３　（略） ４　生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附　則

この命令は、令和七年四月一日から施行する。

○内閣府農林水産省経済産業省令第一号

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

消費生活用製品安全法施行規則の一部を改正する命令

消費生活用製品安全法施行規則（昭和四十九年農林省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

（氏名等の公表方法）

第二条の二　主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称その他法令等違反行為による危害の発生及び拡大を防止するために必要な事項を公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第二条の三　主務大臣は、法第四十六条の二の規定に基づき、法令等違反行為を行った者の氏名又は名称を公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令等違反行為を行った者又は国内管理人にその旨を通知して、当該法令等違反行為を行った者が自ら又は国内管理人を通じて意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大の防止の観点から、緊急に公表する必要があるため、意見を述べる機会を与えるための手続を執るいとまがないとき。

二　法令等違反行為を行った者の所在が判明しないときその他やむを得ない事情のため当該者と連絡することができないとき。